

兵高教組
週間査情報
2015年9月1日 11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2015年人事院勧告**運動の成果で月例給1,469円(0.36%)、一時金0.1月改善
ただし月例給の改善は地域手当で実施**

8月6日、人事院は国家公務員の給与等に関する勧告と報告を内閣総理大臣と両院議長に対しておこないました。私たちの運動と力によって、昨年に引き続き月例給の1,469円(0.36%)引き上げと一時金0.1ヶ月改善による賃金引き上げを勧告させました。しかし、私たちの生活改善にはほど遠い勧告です。さらに人事院は、本来月例給を改善すべきところを、現給保障を口実として、地域手当を4月に遡って改善するとしました。これは、昨年度勧告された「給与制度の総合的見直し」(以下、「総合的見直し」)に沿うもので、まさに中央優遇・地方切り捨てという安倍内閣の政策追隨と言わざるを得ません。公務労働者の労働基本権制約の代償機関として、人事院が負っている役割そのものが問われる内容です。

人事院勧告の概要

民間給与	410, 465円
国家公務員給与	408, 996円
官民格差	⇒ 1, 469円(0.36%)
【改定の内訳】	
俸給 280円 地域手当 1156円 はね返り分 33円	※はね返り分=俸給改定の伴い増額する手当分

1. 債給表 (2015. 4. 1実施)
 - ①平均0.4%引き上げ。
 - ②初任給 2,500円引き上げ。若年層も同程度。その他は1,100円の引き上げを基本に改定。
2. 地域手当

「給与制度の総合的見直し」前と「見直し」後での支給割合の差に応じて0.5~2%引き上げ。
3. 一時金 (法律公布日実施)

民間との均衡を図るために0.1月分引き上げ。
4. 20月 ← (現行4.10月)

2015年度は12月期に勤勉手当として0.850月を支給 (現行0.750月)。

※引き上げ分は全て勤勉手当に充てるとしており、人事評価と賃金をリンクさせようという狙いには今後も注意が必要です。
5. 再任用職員給与

1,100円の引き上げ。生活関連手当 (住居・扶養・寒冷地等の手当) については言及せず。

官民格差については、民間賃金調査結果にもとづき、今年度4月(現給保障されている賃金)の国家公務員給与が民間給与を「平均1,469円、0.36%」下回っているとしました。本来、月例給が下回っているのですか

ら、月例給を改善するのが筋というものです。しかし、人事院はそのほとんど(1156円分)を地域手当の改善に回しました。しかし、地域手当は支給されない地域も全国的には多くあります。地域手当で官民格差を改善すれば、地域手当不支給地域の官民格差解消は見捨てられることとなります。

今、改めて「総合的見直し」とは?

人事院がなぜこのような「禁じ手」を行ったのでしょうか。それは「総合的見直し」と深く関わります。昨年度勧告された「総合的見直し」の主な内容は以下の3点でした。

- | |
|----------------------|
| ①俸給表水準の平均2%カット |
| ②50代後半層の賃金を最大4%引き下げる |
| ③大都市部の地域手当を増額する |

つまりは、賃金を全体大幅に削減しておきながら、中央優遇の地域手当改善でその分を「補完」するというもので、まさに地方切り捨て、高齢者切り捨ての安倍内閣の政策に追随するものです。

人事院は、月例給を遡及改善しても、私たちの賃金が「総合的見直し」の賃金削減などで現給保障されているので、改善額が現給保障額を超えないケースが圧倒的に多く、実益は得られないということを口実として、地域手当で改善するとしています。しかし、過去、賃下げ勧告の際には、現給保障額そのものを引き下げた経緯を考えれば、当然、現給保障額の引き上げ等の措置がとられるべきです。にもかかわらず官民格差と直接関係のない地域手当を遡及改善させ、さらに中央と地方との賃金格差に拍車をかけようとする人事院の姿勢は道理がありません。